

岐阜県川辺漕艇場に係る指定管理者の指定について

観光文化スポーツ部地域スポーツ課

1 趣旨

「岐阜県川辺漕艇場」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- 施設名 岐阜県川辺漕艇場
- 所在地 加茂郡川辺町中川辺1675番地3
- 設置目的 県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事の用に供すること。

3 指定管理者となる団体

- 団体名 川辺町
- 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

[現在の指定管理者]

- 団体名 川辺町
- 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 特定者指名とする理由

当施設は、川辺町からの要望により設置された経緯があり、昭和45年の開設時から同町が管理運営を行っており、管理運営経費については、利用料金収入等による不足額を町が全額負担するスキームが確立されている。

「ボート王国かわべ」を掲げ、町を挙げてボート競技の振興や競技力の向上に取り組んでおり、各種ボート競技大会の会場として利用されるほか、ボート競技に精通した職員や町のスポーツ団体のスタッフによる円滑な大会運営が行われており、今後も指定管理者として十分な役割が期待できる。

【参考】選定の経緯

令和7年6月19日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- 審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。